

## 寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

## 1. 計画の概要

寒川町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、町の「教育・保育施設の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期」について定めており、平成27年度から平成31年度までの5年間の期間としている。

## 2. 見直しの考え方

国の基本指針において「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要」という趣旨の記載がある。

平成28年度の支給認定区分ごとの状況から、基本指針に記載の状況に該当するものと判断し、教育・保育施設について利用量及び確保提供量の見込みについて見直すとともに、地域子ども・子育て支援事業についても、平成28年度の計画値と実績値が大きく乖離しているものについて、併せて見直すものとする。

## 3. 見直しの方向性

次の項目について、平成27・28年度の実績と各事業を取り巻く状況を踏まえながら、寒川町人口ビジョンをベースとして平成29年度から31年度までの数値を見直すものとする。

- (1) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 4. 見直しのスケジュール

6月30日（金）	子ども・子育て会議（第1回） 見直しの方向性等審議、スケジュール等報告
7月28日（金）	子ども・子育て会議（第2回） 見直し案審議
8月上旬	見直し案の数値（暫定値）を県へ提出
9月下旬～10月下旬	パブリックコメント実施
11月下旬	子ども・子育て会議（第3回） パブリックコメント結果報告、見直し最終案審議
12月上旬	見直し案の数値（確定値）を県へ提出
12月中旬～1月上旬	県との法定協議